

# 令和8年度 石巻市太陽光発電等普及促進 事業補助金申請の手引き

令和8年4月

石巻市市民生活部環境未来推進課

# 目次

---

1	事業概要	1
(1)	事業概要	1
(2)	申請受付期間	1
(3)	補助金交付額	1
(4)	補助対象者及びシステム	2
2	補助申請から交付までの流れ	3
3	申請に必要な書類	4
(1)	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)	5
(2)	補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	5
(3)	市税に滞納がないことの証明願	5
(4)	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書(様式第2号)	6
(5)	対象システムの導入に係る契約書の写し	6
(6)	対象システムの導入に係る領収書の写し	6
(7)	対象システムの型式・メーカー名・出力等が確認できる書類	6
(8)	太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる書類	7
(9)	電気事業者との電力受給契約確認書の写し	7
(10)	対象システムの型式・メーカー名・容量等が確認できる書類	7
(11)	太陽光発電システムと接続されていることが確認できるモニターやスマートフォン画面の カラー写真	7
(12)	設置状態が確認できるカラー写真	7
(13)	その他市長が必要と認める書類	8
4	その他	9
5	受付窓口・問い合わせ先	9

# 1 事業概要

## (1) 事業概要

自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の環境に対する意識の高揚を図ることを目的とし、太陽光発電システム、定置用蓄電池(以下「蓄電システム」という。)、エネルギー管理システム(以下「HEMS」という。)を設置した方に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行うものです。

本事業には、みやぎ環境税を活用しております。

## (2) 申請受付期間

令和8年4月1日(水曜日)から令和9年3月12日(金曜日)必着

## (3) 補助金交付額

補助対象システム	補助内容 ※千円未満切り捨て	補助金上限額	
		個人	事業者
太陽光発電システム	太陽電池の公称最大出力に1kW当たり2万円を乗じて得た金額	8万円	20万円
蓄電システム	蓄電容量に1kWh当たり2万円を乗じて得た金額	8万円	20万円
HEMS	HEMSの設置にかかった費用	2万円	

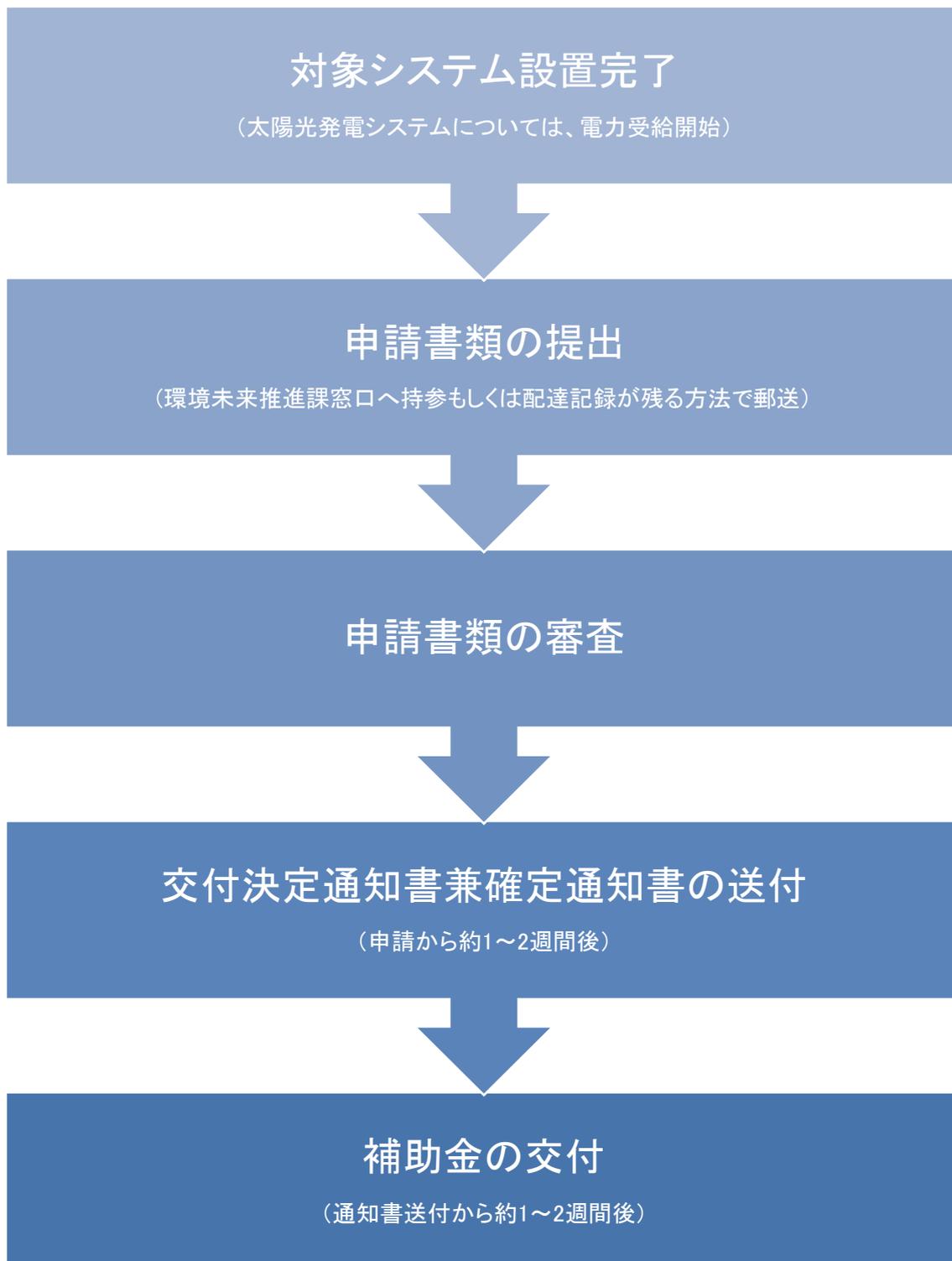
#### (4) 補助対象者及びシステム

令和7年4月1日以降に対象システムを設置完了(太陽光発電システムの場合は、電力受給開始)しており、以下の全てに該当する方とシステムが対象です。

補助対象システム	補助対象者	要件
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結している方</li> <li>石巻市内に住所を有する個人又は石巻市内に事務所等を置く法人(個人事業主を含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽電池による発電装置であり、住宅、店舗、事務所等(賃貸共同住宅及び分譲共同住宅を除く。)の屋根等への設置が適しているもの</li> <li>系統連系電圧は低圧で、配線方法は余剰配線としているもの</li> <li>未使用品であるもの</li> </ul>
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>石巻市内において自らの住居又は店舗・事業所等として使用している建物に対象システムを設置している方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムと接続しているもの</li> <li>1か所に固定して使用しているもの</li> <li>未使用品であるもの</li> </ul>
HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての市税に滞納がない方</li> </ul> <p>※補助金の交付は、各対象システムにつき1台かつ1回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムと接続しているもの</li> <li>空調、照明等の電力使用量を個別に計測、蓄積できるもの</li> <li>空調、照明等の電力使用を調整するための制御機能を有しており、スマートフォン等の機器により、外出先からも制御できるもの</li> <li>未使用品であるもの</li> </ul>

## 2 補助申請から交付までの流れ

---



### 3 申請に必要な書類

No.	必要書類	太陽光	蓄電池	HEMS
1	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書 (様式第1号)	●	○	○
2	補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	●	○	○
3	市税に滞納がないことの証明願	●	○	○
4	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象 システム確認書(様式第2号)	●	○	○
5	対象システムの導入に係る契約書の写し	●	●	●
6	対象システムの導入に係る領収書の写し	●	●	●
7	対象システムの型式・メーカー名・出力等が確認できる 書類(出力対比表の写し等)	●		
8	太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる配置図等 の写し	●		
9	電気事業者との電力受給契約確認書の写し	●		
10	対象システムの型式・メーカー名・容量等が確認できる 書類(カタログや保証書の写し等)		●	●
11	太陽光発電システムと接続されていることが確認できる モニターやスマートフォン画面のカラー写真		●	●
12	設置状態が確認できるカラー写真		●	●
13	その他市長が必要と認める書類	●	○	○

● … 必須書類

○ … 複数のシステムを同時申請する場合、重複提出が不要な書類

## (1) 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)

- 太陽光発電システムの場合は、電力受給契約者が申請してください。申請者と契約者が異なる場合は、申立書(任意様式)が必要です。
- 蓄電システムやHEMSのみ申請の場合は、契約者が申請してください。
- 申請者の押印は不要です。記載内容を訂正する場合は、間違えた箇所を二重線で抹消して訂正し、近くにフルネームで署名してください。(訂正署名)

ただし、交付申請額は訂正できません。

## (2) 補助金振込先金融機関口座の通帳の写し

- 申請者本人の口座であり、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる見開きページの写しを提出してください。
- ネットバンキング等で通帳が発行されていない場合は、上記の内容が確認できるキャッシュカードのコピーや web 画面のコピー等を提出してください。

## (3) 市税に滞納がないことの証明願

- 市民税課、各総合支所市民福祉課、各支所のいずれかの窓口で取得したものを提出してください。(取得手数料300円)
- 有効期間は発行から3ヶ月間です。
- 石巻市に課税履歴がない方は、1月1日時点で在住していた市町村が発行する同内容の証明書を提出してください。

#### (4) 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書 (様式第2号)

- 契約締結・領収書発行と同一事業者が作成してください。押印は不要です。

#### (5) 対象システムの導入に係る契約書の写し

- 発注者および受注者の記名押印、印紙及び消印、対象システムの内設置費用を確認できるページの写しを提出してください。(電子契約の場合は印紙不要)
- 対象システムの設置費用が確認できない場合は、対象システムの設置費用が確認できる書類が追加が必要です。(見積書等)
- 申請者と契約者が異なる場合は、申立書(任意様式)が必要です。

#### (6) 対象システムの導入に係る領収書の写し

- 各対象システムの金額が確認できる領収書の写しを提出してください。
- 他工事との一括の領収書により、対象システムに係る費用が確認できない場合は、支払い費用全ての領収書の写し及び各対象システムに係る金額がわかる内訳書が必要です。
- ローン契約で領収書が発行されない場合は、ローン契約書の写しを提出してください。

#### (7) 対象システムの型式・メーカー名・出力等が確認できる書類

- メーカーが発行する書類で、モジュールの型番、メーカー名、出力、公称最大出力の合計値、製造番号(バーコード)等が記載されている出力対比表等の写しを提出してください。

## (8) 太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる書類

- 太陽光モジュールの設置枚数が確認できるカラー写真または配置図等の写しを提出してください。

## (9) 電気事業者との電力受給契約確認書の写し

- 申請者と電力受給契約者は同一である必要があります。
- 電力受給契約開始日が令和7年4月1日以降であることを確認してください。
- 系統連系電圧が低圧で、配線方法は余剰配線であるものに限り申請可能です。

## (10) 対象システムの型式・メーカー名・容量等が確認できる書類

- 型式、メーカー名、容量が確認できるカタログや保証書の写し等を提出してください。カタログの場合は、設置したシステムにメーカーを引く等の対応をお願いいたします。

## (11) 太陽光発電システムと接続されていることが確認できるモニターやスマートフォン画面のカラー写真

- 太陽光発電システムとの接続を確認するため、発電状況や蓄電残量などが表示されているモニターやスマートフォン画面の写真を提出してください。
- スマートフォン画面の場合は、スマートフォン画面を別カメラで撮影してください。(スクリーンショット不可)

## (12) 設置状態が確認できるカラー写真

- 対象システムの設置状態がわかるカラー写真を提出してください。

### (13) その他市長が必要と認める書類

- 申請書類の作成に携わった方(業者担当者)の連絡先を記載した書類や名刺を添付してください。不備書類があった場合に連絡させていただきます。
- 申請者と契約者が異なる場合は、申立書(任意様式)が必要です。
- 申請者と対象システムを設置した建物の所有者が異なる場合は、建物の所有者からの承諾書が必要です。
- その他、補助金の要件を満たしていることが確認できない場合は、追加の書類提出を求める場合があります。

## 4 その他

---

- リース契約により設置したシステムは、補助金の対象外です。
- 申請書類に不備等があった場合は、不備解消後に受付・審査開始となります。
- 提出後に予算終了となった場合は、書類を返却しますので、窓口までお越しください。

## 5 受付窓口・問い合わせ先

---

- 受付窓口・問い合わせ先

石巻市市民生活部環境未来推進課 計画推進係

〒986-8501

石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎3階

電 話 番 号      0225-95-1111 内線3376

F A X 番 号      0225-22-6120

メールアドレス      isenv@city.ishinomaki.lg.jp

- 受付時間

平日8:30~12:00及び12:45~17:00

- 休業日

土日祝日及び年末年始休業日